

資料 「ヨーロッパの共済運動の特徴」

石塚 秀雄

ヨーロッパの共済組織

現在、自主的共済組織は、国家・行政による公的（強制的・義務的）共済保険制度と営利保険会社・相互保険会社に対して任意（ボランティア）共済・保険の領域を担っている。これら歴史的に順番に発生したものは、当然ながら一つの形態に収斂するものではなくて、いわば、福祉ミックスとしてそれぞれの役割が付与されるべきものである。したがって、共済組織の役割は、依然として重要であり、さらにいえば市民社会の福利の実現という点ではますます重要になっているといえる。ヨーロッパでは19世紀に労働者福祉、協同組合など自主的な社会福祉保障運動が盛んとなり、福祉国家はその影響を受けて成立したのであり、逆ではない。福祉国家が成立して、共済組合の活動は各国によって役割使命が分かれた。そして共済組織は強制的社会保険にたいする補完的モデルともなり、また国家の関心外である社会福祉の領域に進む共済組織が増加した。

ヨーロッパにおける共済組織（共済組合）の定義

ヨーロッパにおける共済組織は多様であり、一元的な定義は難しい。しかし、共済組織は自らを社会的経済の一部であると自認している（ただしドイツは社会的経済概念に否定的）。EUにおける共済組織の定義は次のように要約されている。

①資本を持たない、②メンバーの加入自由、無差別、③非営利目的、メンバーとコミュニティの利益。純粋儲け目的ではない。利潤は資本に支払わない。④連帯、⑤民主主義、一人一票、資本ではない。⑥独立、国家からの補助金に依存しない。

EUでは現在EU共済組合法の策定準備が続いている。1991年から議論が開始され、社会的経済組織としてEU社会的経済三法（正式にはディレクティブ）としてEU協同組合法、EUアソシエーション法、EU共済組合法の策定が進んだ（EU協同組合法は制定2003年）。1993年にEUの共済組合法案提案があった。

共済組合各国法制と状況

ヨーロッパ各国において共済組織の運動の実体は存在する。しかし、共済組織に対する法律は、①いわゆる共済組合法があるもの、②保険会社法があるもの、③協同組合法、アソシエーション法等があるもの、④一般会社法が適用されるもの、⑤共済組織関連法がまったくないもの、などに分類され、また組み合わせられている。また、公的社会保障制度との関係の有無もあり、いわゆる自主的共済組織のあり方は多様である。とりわけ、自主的共済組織の使命は、単に社会保障制度関連や保険だけではなくて、さまざまな社会サービス事業活動を行っているところに特徴が見いだされる。その点では自主共済組織の活動は、いわゆる社会的企業や社会的協同組合、非営利組織などと重なるところが多くなっているため、包括的な用語も必要だと思われる。

（1）オーストリア

保険会社法（保険監督法）。共済組合についての特別規定を含む。1965年法98 会社法。「相互扶助・共済」原則。民間会社、保険保護、会員制、投票権。保険契約、「参加資本」または「補充資本」の発行。利用会員のみ。解散時の資産分配できる。利潤は会員に、資本家にも。株式会社と同様の税制。第三者取引可能。一般保険会社とはで

きない。組合員の資産責任は債務者に対してない。

(2) ベルギー

- ・一般共済組合：とくに共済組合法はない。アソシエーション法、「コミュニティ金庫」。1975年の保険会社法、1991年の王令。民法、商法。共済組合原則①ボランティアに2人以上、共通の目的、互酬。法人格はもてる。1992年法。②共通基金。③利潤追求するが非営利であること。④企業としての永續性。会社税、個人税。
- ・医療共済組合：1990年「共済組合・共済組合全国連合法」。個人のアソシエーション、将来リスク、連帯、生活福利の目的。非営利であること。15,000人以上で法人格。組合員のみ。基金。税制優遇あり。第三者取引可能。有限責任。全国連合法。一般保険会社との提携禁止。医療社会サービス非営利組織との提携。

(3) デンマーク

共済組合の独自法律無し、「保険事業法」2001年。株式会社、相互保険会社ともに。一株一票。保険契約による会員。投資会員可能。資産配分可能。一般税制適用。協同組合が共済組合形式と同様といえる。2003年以降共済組合に税制優遇はない。法律は大企業保険会社を対象にしたもの。

(4) フランス

「保険法」：「共済保険会社は非営利」。資本はもたない。一人一票原則。500人以上。資金調達：参加証券、払戻金、払い戻し債権。資産分配禁止しアソシエーションまたは同業へ移譲。会員の個人責任なし。

医療保険：共済組合法。定義→非営利、リスク対応、連帯、相互扶助。生活福利。一人一票原則。参加証券（出資証券）。解散時は他の同業または連合会に資産移転。非営利として法人税なし。共済組合は10%動産、24%不動産課税、給与税。

共済組合法第一条「会員の保険料によって、共済、連帯、相互扶助、でメンバーの文化的・道徳的、知的、身体的発展を目指す。生活の福利。共済組合の再保険」。

保険株式会社、相互保険会社（組合）⇒保険会社法、社会保障機関⇒社会保障法、農村共済金庫⇒農村法、共済組合⇒共済組合法。共済組合は営利アソシエーション、保険料で、連帯、相

互扶助、会員家族の福祉、【社会的リスク、出産育児、老齢、障害者、会員の文化道徳的発展】

保健医療、社会医療、社会文化施設、独立会計で。

(5) ドイツ

保険法、1992年。その中で、一章が共済組合に当てられている。相互共済組合アソシエーション（VAG）。株式会社に準則するが共済組合の内規は比較的自由である。共済原則にもとづく。法律ではわずかに、組合員の性格として触れられているのみである。保険契約。貸し付け、医療などのその他の共済は認めず。一人一票原則。保険料に基づく投票権も可能。非会員の取引も可能。株主は存在せず。資金調達のための参加証券発行できる。投資会員は不可。営利会社に転換可能、資産継続。積み立て基金義務。税制特例無し。会員有限責任、提供分のみ。

(6) アイルランド

地方自治体法【共済保険法】、1926年。保険法1936年、2000年。会員所有。一人一票。会員は地方自治体のみ。剰余金は基金に。税制特例なし。友愛組合、保険会社、ビルディング・ソサエティ法。

(7) イタリア

民法、2546条。組合員自身の生活福利のため。一人一票、ただし投資組合員は五票まで。配分は協同組合原則に準用。株式会社と同じ税制。再保険できる。

「相互扶助組織」法1886年、No.3818。組合員に限る。疾病、労働不能、老齢、家族支援、死亡。非営利。税制優遇あり。共済組合は非営利。不分割で共同的利潤として利用される。非排除原則。公的有用性と連帯。

「共済組合規定」⇒「共済組合は公的制度がカバーしないリスクを提供する。補完的医療支援、補完的医療基金の創設【保険会社、非営利組織、共済組合と労働側との協定】補完的金庫。協同組合運動と密接なつながり。民間保険会社と提携多し。

(8) オランダ

①民法、アソシエーション。会員の福利。一人一票原則。保険契約。資金調達外部なし。その他

特に規定無し、

②「公的医療保険」／民法。相互保険会社は認可制度。疾病保険金庫。疾病基金法ZFWは医療保険委員会CVZによって承認。一人一票原則。投資非会員受け入れ。資産配分可能。その他特に規定なし、

③「民間医療保険」⇒民法第2部。対物、一人一票原則。

公的社会保障制度に関わる共済組合は営利事業ができない。【医療保険制度の運営にあっている共済組合は保険事業していない場合もある】

(9) ポルトガル

①保険法(2002年)、協同組合形式での設立。一人一票原則。協同組合法では10%の投資会員所有を認めている。年間10%の配当を認めている。株式会社と同じ税制。協同組合法が適用される。有限責任。

②「医療共済組合」⇒アソシエーション規定⇔民法。社会的連帯参加機関IPSS法【1983年】、1990年の共済アソシエーション法。

③1995年共済組合法計法(PCAM)。民間の会員による互酬的。共済組合法。一人一票原則。共済組合法第8条。最小資本。株式会社ではなくアソシエーション。基金を持つ株式会社ではなく。投資会員は不可。株式会社ではないから。資産は職員に分配。株式会社と同じ税制、協同組合法にもとづく第三者取引可能。共済組合は保険ではなくて医療福祉分野のみ。国家との共同。

④共済組合連合会UMなど社会的経済の一員として自己認識。協同組合運動との連携つよし。職能別に共済組合が構成されている。全国組織として14共済組合団体。

(10) スペイン

①「民間保険監督法」1995年、共済組合は非営利民間保険会社。組合員のため。法人も組合員になれる。一人一票原則。会員は「政策ホルダー」。有限責任。投資会員不可。株式会社と同じ税制。しかし、特例25%。一般35%。

②「年金医療共済」⇒1995年「民間保険組織監督法」、1985年「社会共済保険」規則。各自治州法当該。「社会共済組合」は、保険会社であ

り、ボランタリイ、強制的社会保障制度の補完的なものである。非営利。一人一票。最低50人。最低資本「共済基金」3万ユーロ。「共済基金」【資本】は株式に分割できない。「保護会員」として法人を認める。投票権は定款で決められるが、共済関係者のイニシャチブの下にある。税制特例あり。第三者取引可能。州によって違うが税金は25%。バスク自治州は0%。

(11) スウェーデン

保険事業法、1982年。⇒株式会社と共済組合の両方を規定。保険契約者が所有者。一人一票原則。他の出資調達はなし。

有限保険共済組合会社の場合、資本出資者は所有者ではないが、投票権はある。解散時、資産分配できる。基金分配を定款に明記。利潤分配は不可。税は一般会社と同一。再保険。赤字のときに補填義務。

(12) イギリス

①保証有限会社【アソシエーション、クラブ、非営利会社組織】。

会社法⇒1985年。株式はなくて、保証人である。金額は低く抑えられている。受益者はメンバーでなくてもよい。アソシエーション条項に規定されている。会員は200人以上。自由資産、必要。株式不可。債権で。保険者としての登録。保険規則に基づく。一般会社と同一税制。

②フレンドリイ・ソサイエティ友愛組合法、1974年。2001年共済組合による修正による友愛組合法1992年法。財政サービスおよび市場法2000年⇒ボランタリイアソシエーション。7名以上の受益者。投資組合員不可。

③ビルディング・ソサエティ⇒1986年ビルディング・ソサエティ法(1997年法)。

④共済組合⇒共済組合法令(2001年)、財政サービス市場法(2000年)⇒共済組合である。会社ではない。登録。住宅貸し付け。優先株式を発行できる。後配株を発行できる。貸し付け資本の発行可能。資産配分可能。剰余金は基金に。一般税制適用。有限責任。

表. 医療制度と共済・保険の性格・【カバー人口比構成比率】

| 公的医療制度 | 義務的共済【●公的制度に直接組み込まれている】 | 追加的共済【●公的制度以外の私的医療への支払い】 | 補完的共済【●公的制度の料金の枠内および枠外の費用補填】 | 代替的共済【●共済・保険は金持ちおよび公的制度から除外された人々向け。】 |
|--------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 国家医療、普遍主義的 | ギリシャ | スウェーデン【1.5%】 フィンランド【10%】、 アイルランド イタリア【15.6%】 イギリス【6%】 ポルトガル【12%】 ギリシャ | | |
| 国家医療、NHS職能的 | アイルランド | アイルランド【40%】 | デンマーク【9.6%】、 スペイン アイルランド【含、左数字】 | スペイン |
| 社会保険、収入基準上限型 | ドイツ オランダ | | ドイツ【9%】、 オランダ【35%】 | ドイツ【含、左数字】、 オランダ【25%】、 |
| 社会保険、一般型 | ベルギー フランス | | オーストリア【31.7%】 ベルギー、 フランス【85%】、 ルクセンブルグ【75%】、 | ベルギー【自営業の77%】、 |

AIM 資料2003、Mossialos 資料2002に基づき作成。

- 注1. ドイツは、医療共済組合は補完的サービスの提供は禁止されている。自営業者・公務員は代替保険（会社）を選択できる。
 注2. オランダは、医療共済組合は代替型を提供する（社会保険の収入基準上限を超えた者にたいして）。
 注3. フランスは、公務員・学生・自営業、農民は義務的タイプである。共済組合は医療費だけでなく各社社会サービス手当の補填を行う。
 注4. ベルギーは、共済組合が診療報酬協定（決定）に参加する。
 注5. アイルランドは、警察官は独自の共済組合を持っている。
 注6. スペインは、共済組合と営利保険会社が共に医療保険を提供している。カタルーニア州では共済組合の占有率は40%と高い。共済組合のほうが保険料は安い。
 注7. ポルトガルは、120の共済組合、組合員90万人。